

# 公益財団法人世田谷区保健センター料金規程

昭和 53 年 9 月 5 日

財世保規程第 3 号

## (目 的)

第 1 条 公益財団法人世田谷区保健センター（以下「財団」という。）が管理する施設を利用させる場合の利用料に関しては、健康保険法・世田谷区との委託契約等別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

一部改正〔昭和 61 年規程第 4 号〕

## (利用料の額)

第 2 条 施設を利用する者は、別表に定めるところにより、利用料を財団に支払わなければならない。

## (利用料の支払い)

第 3 条 利用料は、別表に定める項目を利用のつどこれを支払わなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、納期を別に定めることができる。

一部改正〔昭和 61 年規程第 4 号・平成 28 年度 6 号〕

## (委 任)

第 4 条 この規程の施行について必要な事項は理事長が定める。

## 付 則

この規程は、昭和 53 年 9 月 5 日から施行する。

付 則（昭和 61 年 4 月 21 日規程第 4 号）

この規程は、昭和 61 年 4 月 22 日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日より適用する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規程第 4 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規程第 4 号）

この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 1 日規程第 8 号）

この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 11 日規程第 4 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 1 日規程第 7 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 4 日規程第 4 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 1 日規程第 6 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 27 日規程第 6 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 17 日規程第 2 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 別 表 (第 2 条)

全部改正 [平成 22 年規程 4 号]

一部改正 [平成 23 年規程 4 号・23 年 7 号・25 年度 4 号・28 年度 6 号・30 年度 6 号・  
令和元年度 2 号]

項 目	単 位	金 額 (消費税込)	備 考
健康保険法等適用外 自由診療	診療のつど	健康保険法の規定する 診療報酬点数表により 算定する	
健康診断 (個人・企業)	健診のつど	健康保険法の規定する 診療報酬点数表により 算定する	
健康診断オプション (麻薬・覚醒剤検査)	1 回につき	13,200 円	
麻薬・覚醒剤検査 (単独)	1 回につき	16,590 円	
企業健診 結果控え	1 通につき	770 円	
診断書 (保健センター様式)	1 通につき	1,100 円	
診断書 (外部様式)	1 通につき	1,650 円	
婦人科材料細胞診検査 (検体)	1 部位につき	1,200 円	
子宮同一臓器病理組織 顕微鏡検査 (検体)	1 臓器につき	6,000 円	
脳ドック (A コース)	一式 (2 日分)	50,000 円	
		45,000 円	世田谷区産業振興公 社福利厚生事業 (セラ サービス) 契約料金
脳ドック (B コース)	一式 (1 日分)	38,000 円	
		35,000 円	世田谷区産業振興公 社福利厚生事業 (セラ サービス) 契約料金
脳ドックオプション (頸動脈エコー)	1 回につき	4,000 円	
動脈硬化検査	1 回につき	1,000 円	
		700 円	保健センターが実施 する健康教室におい て測定のみ実施する 場合 (動脈硬化測定)
体成分分析測定	1 回につき	500 円	
骨密度測定	1 回につき	1,000 円	
健康教育指導	1 回につき	500 円	
マシントレーニング	1 回につき	500 円	
歯科 C T 撮影	1 回につき	11,000 円	
歯科 C T 撮影・解析	指定部位 1ヶ所につき	13,000 円	
	上顎又は下顎	18,000 円	
	両顎	19,500 円	